

自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故後も避難をしなかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）として、平成24年1月分から平成27年3月分まで月額6500円が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 平成23年分
 - (1) 生活費増加費用及び移動費用
(平成23年3月11日から同年12月末日まで)
 - (2) 精神的損害
(事故発生当初の時期)
- 2 平成24年以降分
自家消費野菜
(平成24年1月1日から平成27年3月末日まで)

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）に対する和解金として、金493,500円の支払義務があることを確認する。

(内訳)

- 1 平成23年分
 - (1) 生活費増加費用及び移動費用 120,000円

- (2) 精神的損害 120,000円
- 2 平成24年以降分
自家消費野菜 253,500円
- 第3 既払金
申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金240,000円を支払済みであることを確認する。
- 第4 支払方法
(省略)
- 第5 手続費用
本件に関する手続費用は、各自の負担とする。
- 第6 清算
申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(ただし、第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。
- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
 - 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年8月20日

(仲介委員 石井 逸郎)